

盛岡大学学生会館 令和7年度入館希望者 各位

盛岡大学学生会館事務室

令和7年度盛岡大学学生会館入館手続きについて

令和7年度盛岡大学学生会館入館ご希望の方は、下記に従って入館手続きをお進め願います。

記

1 入館の申込みについて

- (1) 入館を希望される方は、「入館願」に必要事項をご記入いただき、郵送・FAX・E-mailのいずれかの方法で、当館事務室宛ご提出ください。

※E-mailの場合はご記入の用紙をスキャンしたものを添付ファイルでお送りください。

- (2) 「入館願」は、別添「盛岡大学学生会館規程」をよくお読みいただいた後にご記入いただきたくお願いいたします。当館としては、「入館願」の提出は、「盛岡大学学生会館規程」の内容をご理解いただいていることと見なしますので、ご承知おき願います。

- (3) 入館の内定は、原則として「入館願」受付順となります。

内定された方には、その後入館手続き書類一式（誓約書・預金口座振替依頼書等）をお送りいたします。（令和7年2月初旬から随時発送予定）

2 入館手続き書類等提出先等

- (1) 住所等

盛岡大学学生会館 事務室

〒020-0124 岩手県盛岡市厨川（くりやがわ）5-4-2

TEL 019-645-9500 / FAX 019-645-9502

E-mail gakuseikaikan@morioka-u.ac.jp

- (2) お問い合わせ受付時間等

原則（毎日）9：00～17：00

土日祝日受付の場合は、回答までにお時間をいただくことがあります。

以上

盛岡大学学生会館規程

(趣旨)

第1条 学校法人盛岡大学が設置する学校の規定に基づき、寄宿舍の管理運営に関して、学校法人盛岡大学管理運営規程に定めるもののほか、この規程に定める。

(名称、所在地、定員)

第2条 寄宿舍の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

(1) 名称 盛岡大学学生会館 (以下「学生会館」という。)

(2) 所在地 盛岡市厨川五丁目4番2号

(3) 定員 308名

(学生会館運営委員会)

第3条 学生会館の管理運営に関して、必要な事項を協議するため、館長は、学生会館運営委員会 (以下「運営委員会」という。) を置くことができる。

2 運営委員会の構成及び運営に関して必要な事項は、館長が別に定める。

(入館資格)

第4条 学生会館を寄宿舍として利用すること (以下「入館」という。) ができる者は次のとおりとする。

(1) 盛岡大学、盛岡大学短期大学部及び盛岡大学附属高等学校に通学する者で、館長が健康で集団生活に適応できると認められた者

(2) 盛岡大学附属高等学校運動部に所属する者で、学生会館個室 (2人で共用) を使用する場合には必要な事項については別に定める。

(3) その他館長が特に入館を認められた者

(入館願)

第5条 入館を希望する者は、学生会館入館願を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

(入館手続き)

第6条 入館を許可された者 (以下「会館生」という。) は、入館の手続きとして保証人連署の誓約書に入館金60,000円を添えて、指定された期日までに提出しなければならない。ただし、入館金は、入館を中止 (以下「退館」という。) しても返還しない。

2 前項の入館手続きが完了した者に対して、館長は使用する個室を割り当てる。

(施設使用料、食費、設備利用料)

第7条 学生会館使用料については、次により、毎月当月分を6日までに納入するものとする。

(1) 個室等会館使用料

ア 個室を1人で利用する者 月極め 40,000円

イ 上記アのうち、附属高等学校に通学する者 月極め 35,000円

(2) 共益費 月極め 4,000円

(3) 暖房費 (11月から4月までとする) 月極め 4,500円

2 食費については、次により、毎月当月分を6日までに納入するものとする。

(1) 2食 (昼食・夕食) 利用者 月極め 18,400円 (消費税含む)

(2) 1食 (夕食) 利用者 月極め 9,200円 (消費税含む)

(3) 上記(2)のうち、食事を必要としない者は、所定の欠食届により、1か月単位で欠食を申し出ることができる。

3 設備の利用料については、次による。

(1) 電気料金、水道料金及び給湯料金

前前月の1日から末日までの1か月間の使用料に応じた利用料金を、毎月の施設使用料の納入日に徴収する。

(2) 電信電話料金

ア 電話及びインターネットの利用を希望する者は、入館後、電話システム管理会社に申し出、加入するものとする。

イ 毎月の電話料金及びインターネット利用料は、電話システム管理会社からの請求書により、加入者が随時支払うものとする。

(会館利用規則)

第8条 会館生が学生会館の生活において遵守しなければならない事項は、運営委員会の意見を徴したうえで、「盛岡大学学生会館利用規則」(以下「会館利用規則」という。)として館長が定める。

2 会館生は、「会館利用規則」に定めるもののほか、会館の使用及び利用に関することについては、館長の決定に従わなければならない。

(退館)

第9条 退館しようとする者は、退館しようとする日の属する月の2か月前までに保証人連署の退館願を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 自己の都合による退館の場合は、年度途中の退館であっても、原則として施設使用料のうち個室等会館使用料及び共益費は年間分を納入するものとする。

3 退館の理由が、懲戒によらない退学もしくは6か月以上の休学によるものである場合は、退館を許可された日の属する月の翌月分から施設使用料及び設備利用料納入を免除することができる。

4 館長から命ぜられた退館の場合は、館長の指示に従うものとする。

5 退館する者は、使用した個室の清掃料10,000円を納入するものとする。

(退館命令)

第10条 会館生が次の各号のいずれかに該当するときは、館長は退館を命ずることができる。

(1) 本規程第8条の定めに違反した者で、戒告してもなお、改悛の情がないと認めるとき

(2) 本規程第7条の定めに違反した者で納入期限を指定し、督促してもなお履行がないとき

(3) 停学及び退学の懲戒を受けたとき

(4) 病気その他により、学生会館の生活に適さないと認められたとき

(5) その他、学生会館の生活における共同生活に著しく支障をきたす行為があったとき

(損害賠償)

第11条 会館生は、本規程第8条の規定に違反した行為によって学生会館の施設設備に損傷を与えたときは、館長の指示に従って、その負担において補修しなければならない。

2 前項の場合において、その補修が急施を要するものであるにもかかわらず会館生においてなんの手立てもしないときは、学生会館において必要な措置を講じたうえで、その経費の支払いは、これを会館生に求めるものとする。

(補則)

第12条 この規程に定めのない事項の取扱いについては館長の意見を徴したうえで理事長が決定する。

(改正)

第13条 この規程の改正は、案件審査会議の協議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

平成13年4月1日一部（施設使用料関係）改正。

附 則

この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成20年4月1日から施行し、新入生及び在館生に適用する。

附 則

この改正規程は、平成21年4月1日から施行し、新入生及び在館生に適用する。

附 則

この改正規程は、平成26年4月1日から施行し、新入生及び在館生に適用する。

附 則

この改正規程は、平成28年4月1日から施行し、新入生及び在館生に適用する。

附 則（入館資格、施設使用料、食費、設備利用料の改正）

この改正規程は、令和7年4月1日から施行し、新入生及び在館生に適用する。

(※受付 No.)

令和 年 月 日

盛岡大学学生会館 館長 様

入 館 願

私は盛岡大学学生会館に入館いたしたく、連帯保証人連署のうえ申請いたします。

<入館希望者>

入学年度 令和7年度

受験番号 _____ 番

所属学校 盛岡大学文学部 _____ 学科

(該当に✓) 盛岡大学栄養科学部 栄養科学科

盛岡大学短期大学部 幼児教育科

盛岡大学附属高等学校

ふりがな

氏 名 _____

男 ・ 女 (いずれかに○)

(〒 _____)

住 所 _____

携帯電話番号 (_____) _____

<連帯保証人(親権者または学資出資者)>

ふりがな

氏 名 _____

本人との関係 (_____)

(〒 _____)

住 所 _____

電 話 番 号 (_____) _____

携帯電話番号 (_____) _____

以上